

審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告(案)

1. 騒音・振動

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
1	騒音・振動	成瀬委員	p111-113 5-2-2 騒音 5-2-3 振動	調査位置 No.2 ~No.6 の工事中の音源からの位置を、例えば、図 5-2-2 上で説明して下さい。 また、No.1 の概要を示して下さい。	工事中の音源としては、バックホウやブルドーザー等の施工機械があります。施工機械は p6 計画概要図の着色範囲(事業実施区域の大半)を順次稼働することとなります。一方、騒音・振動の調査地点は、民家の位置等を踏まえて設定しています。このような前提のもと、調査地点と施工機械の位置を別添資料 1 に示します。併せて、No.1 の概要も別添資料 1 に示します。	騒音・振動の調査地点について、発生源、敷地境界、民家等との距離・位置関係を準備書に記載すること。また、道路交通騒音・振動の調査地点の選定理由を明らかにすること。
2	騒音・振動	成瀬委員	〃	別添資料 1 において、位置関係は示されたが、距離が記載されていない。騒音・振動においては距離減衰を考慮する必要があるため、地点間の距離を明示すること。	準備書では、発生源と予測地点の距離を明示します。	
3	騒音・振動	成瀬委員	〃	部会資料の調査地点 No.1 の詳細を、説明して下さい。 周辺の状況等、選定の理由が分かるようにお願いしたい。	No.1 地点は、道路交通に係る影響を対象としており、方法書 p22 に示した「搬入車両走行ルート」上の地点です。当該地点の北側には方法書 p69 に示すとおり、老人福祉施設が立地するため選定しました。	
4	騒音・振動	成瀬委員	〃	アセスでは、方法書の段階で調査地点の選定理由を明らかにすべきである。上記意見に対する見解において、調査地点の選定理由として「近くに老人福祉施設が存在すること」が示されたが、これだけでは選定理由とはならない。影響を受ける施設の存在は重要だが、事業に関わる交通量・交通騒音の代表的な騒音・振動の値が得られることが重要であることを踏まえ、準備書においては調査地点の選定理由を明らかにされたい。	道路交通騒音・振動の調査・予測地点は、最も交通負荷の大きくなる搬入ルート上の代表地点であり、かつ、近くに保全対象となる老人福祉施設が立地する地点を選定しています。準備書では、このような調査地点の選定理由を明示します。	
5	騒音・振動	成瀬委員	p21	交通計画に書かれている搬入搬出計画が 55 台/日は、新規埋立地の容量の増加分の倍数を、現在の台数にかけて出されているが、アセスは影響が最大となる台数を考えるので、もう一度検討いただきたい。	平成 25 年度の実績ベースで 1 年間の台数の振れ幅(多い日と少ない日)は、最小 30 台~最大 54 台です。将来について、年間埋立量の増加率を基に推計すると、最小 40 台~最大 72 台となり、影響が最大となる台数(72 台)で予測を行います。	廃棄物搬入車両の走行による影響を予測する際には、交通計画に記載された平均的な台数ではなく、影響が最大となる状況を想定の上、予測・評価を実施すること。
6	騒音・振動	成瀬委員	〃	上記見解において、埋立量の増加率と車両台数の増加率が統計的に対応しているかが不明確である。事業計画も踏まえ、因果関係が確認できる形で影響が最大となる状況を想定されたい。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施設の設置許可との整合を確認した上で、車両台数の計画に矛盾がないかを確認します。	

2. 悪臭

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
7	悪臭	樋口委員	p.114 5-2-4	<p>「現地調査結果等を踏まえた定性的予測」とあり、実際に既往の類似事例に対する調査結果でもそのような記載がほとんどである。ただし、実施可能であれば、例えば以下のような若干の定量性をもった考察を加えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既往の類似事例における臭気の距離減衰を元に、敷地境界における臭気の実測値を用いて周辺への拡散状況を推察する。 ・面源ブルーム式、面源パフ式等を利用して算出される敷地境界からの距離減衰割合を元に、敷地境界における臭気の実測値を用いて周辺への拡散状況を推算する。 	悪臭の現地調査は別添資料2のとおり既に実施済みです。距離減衰の傾向を得ることと、周辺地域の現状を把握するために、敷地境界とその周辺、合計6地点、4季節の調査を実施しましたが、敷地境界において「臭気指数」は「<10」であり、悪臭物質濃度も低いため、明確な距離減衰の傾向は得られませんでした。このため、距離減衰や拡散式による予測は行わず、本事業が現処分場の隣接地の拡張事業であること、処理する廃棄物の種類と量比は現在と大きく変わらないことなどを踏まえ、現地調査結果を用いて予測を行います。	悪臭について、既存データでは基準値以下であっても、気象条件や時間帯等の条件が重なった場合には悪臭が発生する可能性があることを踏まえ、悪臭が発生しやすい条件を想定し、追加調査を実施すること。また、悪臭が発生した場合の保全対策を検討し、準備書に記載すること。
8	悪臭	樋口委員	p.114 5-2-4	予測・評価は「臭気指数」の値に基づいて実施していただきたい。逆に、臭気指数で十分許容される悪臭状況が確認できれば、特定悪臭物質に基づく予測・評価は必ずしも必要ではない。		
9	悪臭	樋口委員		別添資料2の調査結果について、サンプリングを実施された時間帯はいつ頃か。	10時から16時の間で、各地点を順次サンプリングしています。	
10	悪臭	樋口委員		<p>別添資料2の調査結果を見ると、問題はないと思われる。また、この結果であれば拡散状況等で定量的に予測するのは困難だと思う。</p> <p>しかし、時間帯等の条件が重なると、年に何回かは問題が生じることもあるのではないかと。今回の調査結果では「悪臭はない」という評価結果になってしまうが、条件によっては発生することがあり、そういう時にはどのように対策するかを検討いただくことが必要だと思う。夏季において、朝夕の大気が安定した時間帯で、埋立作業が始まった直後の風下側等、また項目等も限定したもので構わないので、最悪の条件を想定した調査を実施し、その結果を踏まえて予測評価、保全措置の検討等をしていただきたい。</p>	発生源に近い場所で、夏場の悪臭が発生しやすい条件（埋立作業が始まった直後の風下側等）において、臭気指数の調査を実施します。この結果も踏まえて、予測評価、保全措置の検討を行います。	

3. 水質

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
11	水質	藤井部会長	p.116 水質 現況調査	降雨時について、調査項目がSS・濁度、流量であり、調査回数が1回としている理由は何か。強雨(雨量強度)に応じて数回行った方が良いのでは。また、大雨の時ほど、下流に濁り成分以外のものが流出する可能性があるのではないか。よって、濁り以外についても水質分析する必要があると思われる。	降雨は自然現象であり、現地調査では想定した雨量を得ることが難しいことから、強雨時に1回の調査を実施し、予測において複数パターンの雨量の検討を行います。 本施設は管理型処分場であり、降雨時においても浸出水は調整槽に貯留し、水処理を行った後で放流します。このため、埋立区域の周辺部から発生する濁り成分以外の流出はありません。	降雨時の河川調査について、複数の降雨条件での調査を実施すること。なお、降雨時の予測については、当該地域における過去の最大時間雨量を踏まえた豪雨時を条件とした予測も実施すること。
12	水質	藤井部会長	p.116 5-2-5	豪雨時調査について、1回実施するとのことだが、その1回の調査の濁度が低い場合、予測も低く見積もられる。そのため、雨量に応じての調査設定は難しいが、雨が降り続けている場合などの、数回のパターンを設定し調査を実施し、濁度や流量の値を把握した方が良い(低い値で予測すれば、高濁度水が実際の河川に流出した場合に説明ができなくなる)。	ご意見を踏まえ、異なるパターンのデータが得られるように濁水調査は2回(2降雨時)実施します。現地調査手法としては、降雨時に一定時間間隔(1~2時間)で連続的に採取を行い、経時的に濁りの変動を把握します。調査地点は、方法書に示した曾我川3地点に、「放流水が曾我川に合流する前の地点」を加え、4地点とします。	
13	水質	藤井部会長	p.118	予測において複数パターンの雨量の検討を行うとのことだが、準備書では、事業地点周辺の最大降水量を考慮し、予測を行うなど明確に示した方がよい。気象庁五條地点の過去の雨量として、以下のデータがある。【日最大降水量】1位 128.0mm(2013.9.16)、2位 118.5mm(2014.8.9)、【日最大1時間降水量】1位 46.5mm(2008.7.9)、2位 39.0mm(2013.9.16) 以上の記録があることから、過去の記録の最大雨量においても予測を行うようにして頂きたい。	降雨に伴い発生する水の濁りの影響予測は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成11年11月、建設省都市局都市計画課)による「日常的な降雨」の条件として3mm/h、強い雨の代表として20~30mm/hを予定していたが、ご意見を踏まえ、五條における最大時間雨量46.5mm/hについても予測を行います。	
14	水質	藤井部会長	p.118 予測	濁水予測はわかるが、水処理施設の放流水の何を予測するかが不明確である。また、完全混合式予測は、濁りのみであれば、良いと思われるが、単純な流量×濃度の計算式を使つての予測であるため、濁り以外の水質予測に十分に適応できる予測方法か検討する必要がある。	本処分場の浸出水については水処理施設において排水基準以下に処理した後、放流します。予測項目は、管理型処分場であることと、予測対象が河川(湖沼等を含まない)であることを踏まえ「水の汚れ」の代表的な項目であるBOD、SS、ダイオキシン類とします。予測手法については、放流地点と予測地点の距離(時間)が短く、小河川であることから自浄作用等を考慮しない完全混合式を用います。	—
15	水質	藤井部会長	p.107 項目選定の理由	水質・水の汚れについて、具体的に水質のどのような項目が下流河川にどのような影響を及ぼすと考えているのか。適当に項目を決めることではないと思いますので、具体的に記述する必要があると思う。	水の汚れにつきましては、前述のとおり、BOD、SS、ダイオキシン類を対象項目としています。	— 質問事項

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
16	水質	藤井部会長	5-2-5 p.116	シート下を流出する地下水水質については、水質分析を行わないのかどうか。また、定期的に調査を行っているのであれば、どのような頻度で、何を分析しているのかは、示しておいた方がよい。(地下水への影響は全くないということを示すには必要かと思えます。)	地下水の水質については定期的に調査を実施し、調査結果はホームページで公表しています。調査地点及び調査項目は別添資料3のとおりです。	定期的に実施している地下水及び放流水の調査項目及び頻度を準備書に記載した上で、それらの調査結果も踏まえて予測・評価を実施すること。
17	水質	藤井部会長	5-2-5 p.116	放流水の水質については、定期的調査を実施しているとのことであるので、どのような頻度で、何を分析しているのかは、示しておいた方がよい。これにより、放流水の河川への影響はあるのかないのかが明らかになる。	放流水についても地下水と同様に定期的に調査を実施し、調査結果はホームページで公表しています。調査地点及び調査項目は別添資料3のとおりです。	
18	水質	高田委員	p.117 図 5-2-4	図 5-2-4 に示された水質調査地点の設定の仕方に、やや問題を感じる。No.1 は、曾我川本流の、もう少し上流側に移動させるべきではないだろうか。また、2つの調整池から排出された水が、計画処分場の範囲から出て、比較的直ぐの、曾我川本流に合流する前の谷にも、調査地点を設けるべきではないだろうか。	それぞれの調査地点選定理由は以下のとおりです。 No.1 地点：重阪川が合流する地点の下流、かつ、既存の水処理施設放流水が流入する地点の上流 No.2 地点：既存の水処理施設放流水が流入する地点の下流、かつ、小河川が合流する地点の上流 No.3 地点：小河川が合流する地点の下流 また、「2つの調整池から排出された水が、計画処分場の範囲から出て、比較的直ぐの、曾我川本流に合流する前の谷」につきましては、水量が少なく、大半が既存の水処理施設放流水となっています。既存の水処理施設放流水は定期的に水質調査を実施しており、この結果を準備書に記載します。	—
19	水質	高田委員	p.117	事前意見でNo.1 を上流にした方がいいと述べたのは、処理地域の地図を見ると、曾我川のもう少し上流側に、放流水ではないが対象事業実施区域からの流域が含まれているように見えるためだった。 事業者見解で示されたNo.1 の設定理由もよく分かるので、それであれば直接処理施設の範囲と関係がないNo.3 をNo.1 より上に上げることで処理施設の範囲から直接出る水を特定できるのではないかと。再度検討いただきたい。	曾我川における調査は別添資料4のとおり既に実施済みです。調査結果を見ると、No.1 地点は本処分場の影響を全く受けていないことが分かります。このため、「曾我川上流側のオリジナルの流域を汚染していない」というデータは得られているものと考えます。なお、No.2、No.3 の本処分場の処理水が流入した後のデータは、予測時のバックグラウンド濃度として用います。	
20	水質	高田委員		拡張事業に着手された後、水質のモニタリング調査は実施される予定はあるか。	水質の予測評価の結果を踏まえてモニタリング調査の計画を検討し、準備書に記載します。	

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
21	水質	高田委員		<p>詳細な地形図を見ると、曾我川の調査地点No.1 より上流にある谷も、事業実施区域に関連する流域となる。現時点でNo.1 より上流では、処分場の影響を受けていないということは分かるが、今後事業を拡張することを踏まえ、上流の谷を意識した調査地点を設けるべきではないか。曾我川には重阪川も合流しているので、今後何か問題が生じた場合でも、処分場から出る水が適正に処理されていることを確認されるべきである。水質についてのモニタリング調査を実施されることを踏まえ、検討いただきたい。</p>	<p>上流側の地点におけるモニタリング調査については、今後の長期モニタリングの中で加えることを検討します。</p>	
22	水質	藤井部会長	5-2-5 p.116	<p>調整槽から放流水に加え、この放流水の河川(曾我川)への合流前には、1地点もうけた方が良い。通常、河川合流前および合流後の水質を把握した方が良い。(高田委員の意見に重複)</p>	<p>曾我川における調査は別添資料4のとおり既に行済みですが、ご意見を踏まえ、放流水が曾我川に合流する前の地点でも調査を実施します。調査回数は1回、調査地点は、地点間の関連を見るために曾我川3地点も含めて実施します。</p>	<p>河川調査の調査地点について、対象事業実施区域の水が放流される小河川が曾我川へ合流する前後の水質を把握するための調査を行い、その結果を踏まえて予測・評価を実施こと。</p>

4. 地形・地質

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
23	地形・地質	高田委員	p.47, 55 図 4-1-8 及び 図 4-1-11	図中の河岸段丘と河成段丘は、同じ地形なので、凡例を1つにまとめるべきである。また、この地形については、p.45に引用している「土地分類基本調査 地形分類図」五条・高野山(平成7年3月、奈良県)に示されている砂礫台地の分布が、ほぼ河成段丘(河岸段丘)の正確な分布なので、この資料に依拠した正確な分布図を示すべきである。	ここでは、重要な地形・地質として、各資料で選定されている地形・地質を図示しました。そのため、河成段丘については、「奈良県自然環境情報図(第3回自然環境保全基礎調査)(平成元年、環境庁)に挙げられている河成段丘、河岸段丘及び段丘崖は「日本の典型地形 都道府県別一覧」(国土地理院ホームページ)に挙げられている「吉野川の河岸段丘」の範囲及び凡例をそれぞれ示しました。 「土地分類基本調査 地形分類図」五条・高野山(平成7年3月、奈良県)について確認しましたが、砂礫台地の分布とは一致しませんでした。	対象事業実施区域周辺の重要な地形及び地質分布について、一部不正確な記述があるため、より詳細な資料を収集整理した上で、予測・評価を実施すること。
24	地形・地質	高田委員	p.47,55	47頁の図は明らかに間違った記載となるので、何らかの修正をしていただきたい。例えば出典に書いてある「日本の典型地形」に記載されている河岸段丘の分布範囲であるとか、また河成段丘の分布範囲とかを記載する等。記載については何らかの修正を希望する。	出典資料の縮尺等を勘案すると国土地理院による「日本の典型地形」が正確であると思われるのでこれに統一します。	
25	地形・地質	高田委員		上記の事業者見解について、国土地理院による「日本の典型地形」は正確とは言えないので、凡例の記載として、「河岸段丘及び段丘崖の分布域」といった記載で良いのではないかと検討されたい。また、断層の凡例や金剛断層の位置についても、再度確認した上で準備書で訂正いただきたい。	地図上における「河岸段丘及び段丘崖」の表現と断層の凡例や金剛断層の位置について、再度確認した上で準備書に記載します。	
26	地形・地質	高田委員	p.47, 図 4-1-8	上記の2つの図のうち、図4-1-8中の断層については、判例に誤りがあるので、「断層(活断層崖、衝上段層、断層露頭)」を「活断層」と修正すべきである。また、金剛断層の位置が正確に描かれていないので、地質調査所(1994)中央構造線活断層系(近畿地域)ストリップマップや岡田・東郷編『近畿の活断層』東京大学出版会などを参考に、できる限り、正確に描いていただきたい。	金剛断層については、「日本の典型地形 都道府県別一覧」(国土地理院ホームページ)をもとに資料を作成しました。ご意見を踏まえ、「近畿の活断層」(東京大学出版会)等の資料も参考に準備書に記載します。	

5. 動物・植物・生態系

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
27	動物	景観・自然環境課	p.50	図 4-1-9 重要な動物分布図 鳥類の集団繁殖地として、イワツバメを追加願います。	「鳥類の集団繁殖地」としてイワツバメを追加し、準備書に記載します。	— 記載漏れ修正
28	動物	前田委員		レッドデータブックには記載されていないが、五條市では奈良県の希少生物として水生昆虫類が確認されている(奈良県のRDBでは分布地が公表されていません)地域があるので、現地調査の際には配慮すること。	水生昆虫類については、底生動物調査と昆虫類調査において、採集または目視による記録を行っています。底生動物調査では、対象事業実施区域からの水が流入する曾我川において、タモ網を使って、瀬、淵、岸辺、水草帯、泥底、砂底、砂礫底等、できるだけ多様な場所から生物を採集しました。また、昆虫類調査では、調査範囲内の沢筋や水たまり等の水辺環境においてトンボ類等の水生昆虫類を採集しました。その結果確認された水生昆虫類の重要種としては、底生動物調査で確認されたゲンジボタル(幼虫)、昆虫類調査で確認されたタバサナエ(成虫)が挙げられます。	—
29	動物	前田委員	p.120	方法書の「既存データ有」の記載について、既存データがあること自体は構わないが、こういうのが足りないからこれからやると言ったことを記載いただかないと方法書にならないのではないか。	方法書の記載が分かりにくい表現となっておりますが、環境影響評価を実施するにあたって不足するデータは、小型哺乳類及び下流河川における魚類の生息状況のデータです。このため、今後実施する調査(平成27年春に予定)は、哺乳類のトラップ法調査と魚類調査です。	— 表記修正
30	植物	前迫委員	p.123	植物の現況調査について、【既存データ有】となっているが、この記載だけでは、既存データが十分なものが判断できないので、注釈等で既存データの信憑性が確認できる情報を提示いただきたい。例えば調査はいつ実施されたのか、植物相の任意観察法というのは区域をどの程度網羅されたのか(ログ等を残しているのか)、調査地点数等。また、植物相は高等植物を対象とし、コケ相やシダ相は対象としていないのか。 53頁に環境省の植生図が示されているが、これを見ると牧草地やクズ群落、雑草群落等の草地が多いように思われる。草地には外来種が入っている可能性もあり、森林地域より詳細な調査が必要な場合もある。また、事業実施区域内に湿地がある場合、マット形成をしている可能性がある。	現地調査の実施時期、調査ルート、調査地点等は準備書に明記します。植物相調査はシダ植物以上の高等植物を対象とし、キノコ類や蘚苔類は対象としていません。 植生図については、5,000分の1地形図をベースとして、空中写真判読と現地調査により詳細な植生区分を行ったものを作成しています。調査範囲の草地については、造成裸地に侵入したセイタカアワダチソウやクズ等の乾性草地が広く分布していますが、小面積の水域にヨシやガマ等の湿性草地も確認されましたので、詳細に植生区分を行い、植生調査を実施しています。 また、外来種の生育状況等を現地確認し、必要に応じて補足調査を実施します。	植生調査について、草本地や湿地についてはより詳細な調査が必要な場合があることを踏まえ、必要に応じて追加調査を実施すること。
31	植物	前迫委員		草本等も詳細に調査されているようだが、作成された植生図で裸地・造成地・グラウンドとなっている区域にも、方法書4頁の空中写真を見ると草本群落が広がっているように見える。草本調査では1・1や2・2くらいの被度・群度で草本があれば調査するようなレベルなので、この範囲が全て裸地扱いとされているのであれば、調査不足と思われる。	現在作成している植生図で裸地・造成地・グラウンドとなっている区域の植生状況や外来種の生育状況を現地確認し、必要に応じて補足調査を実施します。	

				るので、確認の上必要があれば補足調査を検討いただきたい。		
		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告（案）
32	植物	前迫委員		別添資料 5 で、現在の埋立範囲、変更後の埋立範囲、古い埋立範囲、現在の残土置場等の区域を記載されているが、各区域ごとの植生区分の面積比率を出すことが出来れば、今後の修景緑化計画を検討する際の資料にもなると思うので、検討いただきたい。	事業の実施による植生区分の面積比率の変化を準備書に記載します。また、修景緑化計画の検討の際の資料とします。	対象事業実施区域の修景緑化の参考とするため、これまでの造成工事等の履歴を踏まえ、各々のエリアの植生区分の面積比率を準備書に記載すること。
33	生態系	前迫委員		生態系の現地調査の方法について、「複数の注目される動植物の種又は生物群集及びその生息・生育環境を抽出する」とあるが、その後でその連続性や他の影響等の関連性まで踏まえた上で予測評価を行うこと。また、注目種の選定については、現地の状況等を整理し、その種を選定した理由を明らかにすること。	準備書では、生態系の注目種の選定理由、注目種の生育・生息状況、注目種と他の動植物との関係等について整理し、予測評価を行います。	生態系について、注目種やその生息・生育環境を選定するとされているが、相互の関連性や周囲への影響を考慮して予測・評価を行うこと。また、注目種等の選定理由を明らかにすること。

6. 景観

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
34	景観	景観・自然環境課	p.54	4-1-6 景観並びに人と自然との触れ合いの活動の状況及び人と文化遺産との触れ合いの状況 (1)景観の状況 「…の3地点が挙げられている。」の後に、以下を追加願います。(要約書も同様) 「また、平成23年～25年に登録された奈良県景観資産として、眺望地点5か所(うち1か所が「まほろば眺望スポット百選」と重複)が挙げられている。」	景観の状況として、奈良県景観資産に登録されている「奈良盆地が眺望できる山麓線(主要地方道御所香芝線)沿い」「高天原の風景が見える葛城古道沿い」「高天彦神社の参道が見える葛城古道沿い」「金剛山・葛城山が見える風の森峠付近」「江戸時代の街なみが残る五條新町通り」の5か所を追加し、準備書に記載します。	平成23年から25年に登録された奈良県景観資産について、地域の概況及び景観の既存資料調査の項目に追加すること。 — 記載漏れ修正
35	景観・文化遺産	景観・自然環境課	p.55	図 4-1-11 対象事業実施区域周辺の景観資源、文化遺産及び眺望点の分布 別添地図のとおり、以下の景観資産の地点を追加願います。「高天原の風景が見える葛城古道沿い」「高天彦神社の参道が見える葛城古道沿い」「金剛山・葛城山が見える風の森峠付近」「江戸時代の街なみが残る五條新町通り」	景観資産の地点として、「高天原の風景が見える葛城古道沿い」「高天彦神社の参道が見える葛城古道沿い」「金剛山・葛城山が見える風の森峠付近」「江戸時代の街なみが残る五條新町通り」の4地点を追加し、準備書に記載します。	
36	景観	景観・自然環境課	p.125	表 5-2-20 景観に係る現況調査の内容 「既存資料調査」の「調査方法」の欄に、「奈良県景観資産」の追加をお願いします。(要約書も同様)	景観に係る現況調査における「既存資料調査」の「調査方法」として、「奈良県景観資産」を追加し、準備書に記載します。	
37	景観・法令	景観・自然環境課	p.103	4-2-7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域及び規制等の状況 (3)自然環境法令等 以下を追加願います。(要約書も同様) ⑭景観法及び奈良県景観条例により指定された景観計画区域 対象事業実施区域は、景観法第8条第2項の規定により指定された景観計画区域に該当する。	自然環境法令について、景観法及び奈良県景観条例により指定された景観計画区域について追加し、準備書に記載します。	— 記載漏れ修正
38	景観	景観・自然環境課	p.125	表 5-2-21 景観に係る予測の内容 「予測内容」の欄の「最終処分場の存在」を「最終処分場(埋立地及び掘削土仮置部)の存在」に修正をお願いします。(要約書も同様)	景観に係る予測における予測内容を「最終処分場の存在」から「最終処分場(埋立地及び掘削土仮置部)の存在」に改め、準備書に記載します。	— 表記修正
39	景観	久委員	p.126	距離を離れて全景がどう見えるかという中・遠景だけでなく、処分場の接道部からの近景、とくに出入り口付近の景観シミュレーションも必要ではないかと思ひます。	処分場南端(現地視察の際の集合場所)の道路が事業実施区域の境界線となっています。歩行者はほとんどありませんが、交通量は比較的多く、人目にふれる機会も多いことから、この道路上を近景の視点場として現地調査を実施し、フォトモンタージュを作成します。	景観の調査・予測について、 主要な眺望点は中・遠景となっているが、対象事業実施区域の接道部からの近景についても調査・予測・評価を実施すること。

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
40	景観	久委員	p.54、55	御所市鴨神には、葛城の道歴史文化館がある。ここは、1983年に日本ナショナルトラストからの委託でかなり徹底した景観調査を実施した結果、日本で初めてのヘリテイジセンターとして作られた経緯がある。段丘状の景観が歴史的景観としても非常に重要であり、景観そのものが文化遺産であるとの認識のもと、調査が実施された地域である。対象事業実施区域からは少し離れているが、準備書において、この地域についても記載に加えることを検討いただきたい。	葛城の道歴史文化館を含む地域の歴史的景観の状況や眺望の状況について調査し、準備書に記載します。	金剛・葛城山麓にある葛城の道は、その景観自体が歴史的、文化的に重要な資源である。地域の重要性を整理した上で、調査・予測・評価を実施すること。
41	景観	前迫委員	p.54～56	p.55の図では巨勢山景観保全地区は対象事業実施区域と接しているように見えるが、どの程度離れているのか。区域が接していないのであれば、準備書では修正した上で、近隣区域に景観保全地区や自然歩道が存在することを踏まえ、重要な地域であることの記載を整理した上で、予測評価等を実施されたい。	巨勢山景観保全地区の範囲について、詳細図を確認し修正します。景観保全地区や近畿自然歩道の位置関係を明確にし、重要な地域であることの記載を整理した上で、予測評価を実施します。	

7. 文化財

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
42	文化財	坂井委員		過去の埋立範囲や残土置場の範囲を示すこと。	別添資料5のとおりです。	— 質問事項
43	文化財	坂井委員		埋蔵文化財包蔵地については、過去に深く掘削された区域については調査の対象とならないので、過去の掘削状況の資料を踏まえ、調査を有効に進められたい。	事業実施区域の境界付近に位置する埋蔵文化財の取扱いについては、御所市教育委員会と協議し、必要な調査や文化財保護法に基づく届出等を行うこととなります。ご意見を踏まえて、御所市教育委員会と協議を行います。	埋蔵文化財包蔵地の調査については、過去の掘削された区域については調査の対象とならないこと、盛土された区域については一部トレンチ等を掘って調査を実施する必要があること等に留意し、土地の利用状況を整理した上で適切に調査を実施すること。
44			p.102 では対象事業実施区域の境界付近に埋蔵文化財の記載がある。現地は平坦な地形で、遺跡のある可能性は十分にあるので、まずは地表面の調査(分布調査)が必要だと思われる。既に埋立されており、地表面に残土が置かれているのであれば、地表面の調査だけではなく、一部トレンチを入れて掘ってみる調査が必要となる。事業を拡張する上では、不可欠な調査になると思われるので、調査を実施する時期、方法等を具体的に示されたい。			
45	文化財	坂井委員	p.54	(3)人と文化遺産との触れ合いの状況 「対象事業実施区域の近傍には文化遺産は存在しない。」とされているが、99頁の「文化財等の状況」、「埋蔵文化財包蔵地の状況」では、対象事業実施区域の敷地付近で埋蔵文化財包蔵地等が記載されているので、齟齬のないよう整理すること。	「人と文化遺産との触れ合い」という視点では、「埋蔵文化財」は該当しませんが、誤解を招く表現であるため準備書で修正します。	— 表記修正
46	文化財	坂井委員	p.129	(3)評価「必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか」とあるが、「文化遺産への配慮が適正になされているか」ではないか。	「文化遺産への配慮が適正になされているか」に修正します。	— 表記修正

8. その他・事業計画

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
47	-	建築課	-	方法書について、特に意見はありません。 当該地は市街化調整区域内であるため、最終処分場に併設される建築物の立地はもとより、第一種特定工作物の建設も認められませんので、申し添えます。	最終処分場に併設する建築物、第一種特定工作物の計画はありません。	— 確認事項
48	その他 事業計画	高田委員	p.3 図 2-2-2	図 2-2-2 に、1/5 万地形図は示されているが、計画処分場とその周辺域を含めた（とくに曾我川本流までの谷が含まれるような範囲の）1/2.5 万地形図も、最初の段階で示していただきたい。	方法書中では後半部分に 1/2.5 万地形図の記載もありますが、準備書では最初の段階で「対象事業実施区域の位置」として 1/2.5 万地形図を記載します。	— 記載資料の修正
49	その他 事業計画	高田委員	p.7 表 2-4-1 及び 図 2-4-1	（石綿含有産業廃棄物を含む）という記載や、廃石綿等という記載があるが、こらの廃棄物を具体的に、どのように処理・埋め立てしているのか、記載していただきたい。	別添資料 6 のとおりです。	— 質問事項
50	その他 事業計画	高田委員	p.8-14 図 2-5-1～ 2-5-8	図中に実際の標高などが記載されてはいるが、垂直水平の縮尺も併せて明記していただきたい。	A3 用紙にレイアウトする都合上、断面図の縮尺は任意化しました。準備書では縦横のスケールを併記いたします。	— 表記修正
51	その他 事業計画	山田委員	要約書 p.6 方法書 p.7	埋立処分している廃棄物量の 25 年度実績が、 要約書では、6,033 t / 年 方法書では、66,033 t / 年で、異なる。	要約書の「6,033 t / 年」は、「66,033 t / 年」の誤りです。	— 誤記修正
52	その他 事業計画	山田委員	要約書 p.6 方法書 p.7	廃棄物の受入・埋立の実績、その内訳について、25 年度だけでなく、最近 5 年程度の推移を示してほしい。	別添資料 7 のとおりです。	— 質問事項
53	その他 事業計画	山田委員	別添資料 7	埋立て処分量の推移の種類別内訳 「建廃」という種類を示す項目名が、「がれき類」とは別にあるが、どういう内容か？ また、方法書 7 ページの図 2-4-1 では、「がれき類」の割合が 14.7% となっているが、別途資料 1 のデータから計算できる数字は、それと大きく異なる。なぜか？	「建廃」は建設現場から排出される廃棄物で、がれき類、廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず等が混在した状態のものです。個々の廃棄物の種類に分類し難いため、社内運用上用いている区分です。 図 2-4-1 では、別添資料 1 の種類区分で中間処理業者から排出される「混合物」、建設現場から排出される「建廃」、「がれき類」の 3 種を合わせて「がれき類」14.7% として表示しました。	— 質問事項
54	その他 事業計画	山田委員		方法書 7 頁の「がれき類」が 14.7% が、別添資料 7 の「混合物」「建廃」「がれき類」の合計であることは了解したが、「混合物」も含めて「がれき類」と記載するのは少し乱暴である。別添資料 7 の「建廃」を「その他の建設系廃棄物」とした上で、「混合物」「建廃」「がれき類」は「建設系廃棄物」とされる等、用語については誤解のないよう整理されたい。	準備書では「建廃」を「その他の建設系廃棄物」とし、「混合物」「建廃」「がれき類」を合計したものは「建設系廃棄物」という用語にして整理します。	— 表記修正

		意見者	該当頁	意見	事業者見解	部会報告(案)
55	その他 事業計画	山田委員	要約書 p.6 方法書 p.7	最も量が多い汚泥の含水状態はどの程度か？ その他、廃棄物の受入条件、埋立て時の基準などがあれば示してほしい。	別添資料 8 のとおりです。	— 質問事項
56	その他 事業計画	山田委員	p.7	2-4 廃棄物の種類及び量 この種の事業で特に心配される評価項目の1つが「悪臭」で、本事業では、最も量が多い汚泥が悪臭の発生源と考えられる。ゆえに、汚泥の内容、少なくとも、下水汚泥などの有機性汚泥と建設汚泥などの無機性汚泥の比率等が（将来予測も含め）示されるべきである。	現在の受入量が最も多い汚泥については、有機質汚泥と無機質汚泥の比率を整理して準備書に記載します。 なお、埋立廃棄物に占める汚泥の比率を下げたいと考えておりますが、最終処分場の受入品目の量比は予測し調整することが難しいため、現在の受入廃棄物の種類と量比に準じて変更後の受入量を設定いたします。	対象事業において処理する廃棄物の種類及び量について、受入量が最も大きい汚泥の種類及び比率を準備書に記載すること。
57	その他 事業計画	山田委員	p.7, 13,16	事業計画では、新規埋立地での埋立期間は 25 年間で予定しているとあるが、この埋立計画がどの時点で終了するのか。25 年が経過する前に、方法書 13 頁の断面図の状況となった場合に、計画されている埋立容量を超えて埋立を実施することはないか。準備書には、廃棄物の埋立終了時点は許可容量に達している時点であることを事業計画に明記されたい。	変更許可は埋立容量について与えられます。許可容量を超えて埋立を行うことはありません。このことは準備書に記載します。	—